

## 事後評価シート

主管課・室長：水・企画課長  
 水環境管理課長  
 地下水・地盤環境室長

<b>施策名</b>	- 3 - ( 1 ) 流域の視点から見た水環境の保全																																																												
<b>施策の概要</b>	<p>           水利用の各段階において水環境への影響を低減させるため、科学的知見を充実させ、水質に係る環境基準等の目標を設定し、これらの達成・維持に向け適切な施策を進める。         </p> <p>           また、環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組に係る新環境基本計画戦略的プログラムに沿って、流域全体を視野に置き、地下水涵養機能や水環境の保全等に対し、水循環の視点から診断し、関係省庁との連携や地元への支援を通じて総合的な取組を進める。         </p>																																																												
<b>目標及び指標(参考指標)</b>	<p>           人の健康の保護及び生活環境の保全に関する環境基準等の目標を設定し、これらの達成、維持に向けた施策を進める。         </p> <p>           &lt;参考&gt;            人の健康の保護に関する環境基準(公共用水域及び地下水)         </p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">項 目</th> <th style="width: 25%;">基 準 値</th> <th style="width: 25%;">項 目</th> <th style="width: 25%;">基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム</td> <td>0.01 mg / l以下</td> <td>1,1,2-トリクロロエタン</td> <td>0.006 mg / l以下</td> </tr> <tr> <td>全シアン</td> <td>検出されないこと</td> <td>トリクロロエレン</td> <td>0.03 mg / l以下</td> </tr> <tr> <td>鉛</td> <td>0.01 mg / l以下</td> <td>テトラクロロエレン</td> <td>0.01 mg / l以下</td> </tr> <tr> <td>六価クロム</td> <td>0.05 mg / l以下</td> <td>1,3-ジクロロプロパン</td> <td>0.002 mg / l以下</td> </tr> <tr> <td>砒素</td> <td>0.01 mg / l以下</td> <td>チウラム</td> <td>0.006 mg / l以下</td> </tr> <tr> <td>総水銀</td> <td>0.0005mg / l以下</td> <td>シマジン</td> <td>0.003 mg / l以下</td> </tr> <tr> <td>アルキル水銀</td> <td>検出されないこと</td> <td>チオベンカルブ</td> <td>0.02 mg / l以下</td> </tr> <tr> <td>P C B</td> <td>検出されないこと</td> <td>ベンゼン</td> <td>0.01 mg / l以下</td> </tr> <tr> <td>ジクロロメタン</td> <td>0.02 mg / l以下</td> <td>セレン</td> <td>0.01 mg / l以下</td> </tr> <tr> <td>四塩化炭素</td> <td>0.002 mg / l以下</td> <td>硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素</td> <td>10 mg / l以下</td> </tr> <tr> <td>1,2-ジクロロエタン</td> <td>0.004 mg / l以下</td> <td>ふっ素</td> <td>0.8 mg / l以下</td> </tr> <tr> <td>1,1-ジクロロエレン</td> <td>0.02 mg / l以下</td> <td>ほう素</td> <td>1 mg / l以下</td> </tr> <tr> <td>1,1,2-トリクロロエレン</td> <td>0.04 mg / l以下</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,1,1-トリクロロエタン</td> <td>1 mg / l以下</td> <td>ダイオキシン類</td> <td>1pg - TEQ / l以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>           水循環に係る施策を推進する。            ・モデル流域を設定し、水循環に係る診断及び計画策定等の手法を確立する。         </p>	項 目	基 準 値	項 目	基 準 値	カドミウム	0.01 mg / l以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg / l以下	全シアン	検出されないこと	トリクロロエレン	0.03 mg / l以下	鉛	0.01 mg / l以下	テトラクロロエレン	0.01 mg / l以下	六価クロム	0.05 mg / l以下	1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg / l以下	砒素	0.01 mg / l以下	チウラム	0.006 mg / l以下	総水銀	0.0005mg / l以下	シマジン	0.003 mg / l以下	アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg / l以下	P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg / l以下	ジクロロメタン	0.02 mg / l以下	セレン	0.01 mg / l以下	四塩化炭素	0.002 mg / l以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg / l以下	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg / l以下	ふっ素	0.8 mg / l以下	1,1-ジクロロエレン	0.02 mg / l以下	ほう素	1 mg / l以下	1,1,2-トリクロロエレン	0.04 mg / l以下			1,1,1-トリクロロエタン	1 mg / l以下	ダイオキシン類	1pg - TEQ / l以下
項 目	基 準 値	項 目	基 準 値																																																										
カドミウム	0.01 mg / l以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg / l以下																																																										
全シアン	検出されないこと	トリクロロエレン	0.03 mg / l以下																																																										
鉛	0.01 mg / l以下	テトラクロロエレン	0.01 mg / l以下																																																										
六価クロム	0.05 mg / l以下	1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg / l以下																																																										
砒素	0.01 mg / l以下	チウラム	0.006 mg / l以下																																																										
総水銀	0.0005mg / l以下	シマジン	0.003 mg / l以下																																																										
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg / l以下																																																										
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg / l以下																																																										
ジクロロメタン	0.02 mg / l以下	セレン	0.01 mg / l以下																																																										
四塩化炭素	0.002 mg / l以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg / l以下																																																										
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg / l以下	ふっ素	0.8 mg / l以下																																																										
1,1-ジクロロエレン	0.02 mg / l以下	ほう素	1 mg / l以下																																																										
1,1,2-トリクロロエレン	0.04 mg / l以下																																																												
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg / l以下	ダイオキシン類	1pg - TEQ / l以下																																																										
<b>目標の</b>	環境基準の維持・達成について(括弧内は平成11年度) 公共用水域における環境基準の達成状況																																																												

## 達成状況

### ・健康項目

ほぼ基準を達成している状況である。

基準達成率(達成地点数 / 測定地点数) 99.2%(99.2%)

超過検体率(超過検体数 / 調査検体数) 0.26%(0.17%)

出典：『公共用水域水質測定結果』

### ・生活環境項目(BOD及びCOD)

改善傾向にあるが、成果が芳しくない。

特に湖沼、内湾等の閉鎖性水域において、達成率が低い。

基準達成率(達成水域数 / 測定水域数) 河川 82.4%(81.5%)

湖沼 42.3%(45.1%)

海域 75.3%(74.5%)

全体 79.4%(78.7%)

出典：『公共用水域水質測定結果』

地下水における環境基準の達成状況(概況調査)(括弧内は平成11年度)

特に硝酸性窒素等に係る環境基準超過率が高い。

環境基準超過状況(超過井戸実数 / 調査井戸実数) 8.1%(5.6%)

出典：『地下水質測定結果』

ダイオキシン類に係る環境基準達成状況(平成12年度から常時監視を実施)

基準超過率(超過地点数 / 測定地点数) 公共用水域 3.9%

地下水 0.0%(超過なし)

出典：『ダイオキシン類に係る環境調査結果』

環境基準の項目追加の検討

要監視項目については、調査結果を収集・公表するとともに、毒性等に関する知見の集積を図り環境基準への移行の適否を検討しているところである。

要監視項目の指針値超過状況(平成12年度)

超過地点数

公共用水域 1地点 地下水 0地点(超過なし)

出典：『水質汚濁に係る要監視項目の調査結果』

環境基準の類型当てはめの見直し

水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直しについて中央環境審議会に諮問し、河川6水域、人工湖沼2水域について陸域環境基準専門委員会で見直しを行っているところである。

環境基準の暫定目標の見直し

海域の全窒素及び全燐に関し、暫定目標の見直しを進めており、東京湾、伊勢湾及び大阪湾については、平成16年度までの暫定目標を取りまとめた。

ダイオキシン類底質環境基準の検討

ダイオキシン類の底質環境基準の設定について中央環境審議会に諮問し、基準の設定手法等についてダイオキシン類環境基準専門委員会で見直しを行っているところである。

	<p>水生生物に係る水質目標について 水生生物保全水質検討会（水環境部長諮問）を設置し、具体的な目標について検討しているところである。</p> <p>環境保全上健全な水循環について 水環境上の問題が深刻な流域を対象にモデル流域として調査を行ない、診断手法及び計画策定等について検討し、今後、地元で策定される水循環回復計画策定のための基礎資料を作った。</p> <p>都道府県等が実施する豊かな水辺環境の再生・創出事業への支援を行った。（平成12年度は3事業）</p>
<p>評 価</p>	<p>公共用水域における環境基準の達成状況については、健康項目の達成率は高くなっているものの、生活環境項目については湖沼、内湾等の閉鎖性水域において依然として低い状態にあり、これらの水域において汚濁負荷を一層低減する等、対策を充実させる必要がある。</p> <p>地下水については、環境基準の超過率が高く、特に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の汚染の割合が高い。過去の行為が汚染原因の場合も多く、汚染の早期発見と浄化等の対策が急がれる。</p> <p>加えて、環境基準については、科学的な知見に基づき随時項目追加や見直し等を行ってきているところである。また、水生生物への影響の観点からの水質目標の設定及びダイオキシン類の底質環境基準について検討を今後も進めることが必要である。</p> <p>モデル流域を設定した調査・検討は水循環に係る知見・ノウハウ集積の第一歩となった。引き続き効果的、効率的な水循環保全に資するような水循環施策の確立が必要である。</p> <p>豊かな水辺環境の再生・創出事業への支援を行い、地域住民の水辺保全活動を喚起するとともに、自治体を巻き込んだ一層の活動の活発化を図ったことで、地域の顔となる水辺空間の創出に大きく貢献できた。</p>
<p>今 後 の 課 題</p>	<p>環境基準の達成維持</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・湖沼、内湾等の閉鎖性海域における取組の一層の充実</li> <li>・地下水汚染の可能性の高い地域の地下水質の重点的な把握と対策の実施</li> <li>・水生生物の影響の観点からの水質目標の設定の検討</li> <li>・ダイオキシン類の底質環境基準の設定</li> </ul> <p>環境保全上健全な水循環の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水循環の診断・評価手法の確立のための調査・検討の促進</li> <li>・環境保全上健全な水循環構築のための地方自治体による施策策定支援の検討</li> <li>・水辺環境の再生・創出に係る事業の一層の充実</li> </ul>
<p>政策効果 把握の 手法及び 関連資料</p>	<p>平成12年度公共用水域水質測定結果 平成12年度地下水質測定結果について 平成12年度ダイオキシン類に係る環境調査結果</p>
<p>添付資料 (別紙)</p>	

## 事務事業評価シート

施策名	- 3 - ( 1 ) 流域の視点から見た水環境の保全	
事務事業名	効果 及び 評価	主な関連予算事項、税制等
ア．環境基準の設定・見直し	<p>流域の視点から見た水環境の保全に対する評価手段として環境基準の設定及び見直しは重要であり、施策全体への寄与度は大きい。</p> <p>環境基準については、科学的な知見に基づき随時項目追加等を行っている。</p> <p>また、水生生物への影響の観点からの水質目標及びダイオキシン類に係る底質環境基準についても検討を進めている。</p>	<p>健康項目検討調査 12百万円</p> <p>生活環境項目検討調査 20百万円</p> <p>水質環境基準の類型当てはめ見直し調査事業費補助 11百万円</p> <p>水環境における有害物質リスク管理手法検討調査 47百万円</p>
イ．水辺環境、水循環に係る施策の推進	<p>モデル流域を設定した調査・検討は水循環に係る知見・ノウハウ集積の第一歩となった。引き続き効果的、効率的な水循環保全に資するような水循環施策の確立が必要である。</p> <p>また、豊かな水辺環境の再生・創出事業への支援を行い、地域住民の水辺保全活動を喚起するとともに、自治体を巻き込んだ一層の活動の活発化を図ったことで、地域の顔となる水辺空間の創出に大きく貢献できた。</p> <p>さらに、世界湖沼会議の共催等を行い、国際的な水環境保全の問題に貢献した。</p>	<p>水辺環境保全活動推進費 14百万円</p> <p>特定流域水環境保全対策調査費 15百万円</p> <p>水循環回復連携事業 60百万円</p> <p>身近な水辺環境再生等事業費補助 141百万円</p> <p>水環境分野国際対応推進費 20百万円</p>